

掛川市規則第7号

掛川市スポーツ推進委員規則をここに制定する。

平成29年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市スポーツ推進委員規則

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づき、スポーツ推進委員の職務その他スポーツ推進委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 スポーツ推進委員は、市民のスポーツの推進に関し、次に掲げる職務を行う。

- (1) スポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) スポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (3) 学校その他の教育機関の行うスポーツに関する行事又は事業について協力すること。
- (4) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業について協力すること。
- (5) スポーツについて市民一般の理解を深めること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進のための指導及び助言を行うこと。

(定数)

第3条 スポーツ推進委員の定数は、50人以内とする。

(任期)

第4条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があるときは、前項の期間中においてもスポーツ推進委員を免職することができる。
- 3 スポーツ推進委員は、再任されることができる。

(服務)

第5条 スポーツ推進委員は、その職務を遂行するに当たり、法令、条例、規則その他の規程に従わなければならない。

- 2 スポーツ推進委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(研修)

第6条 スポーツ推進委員は、常にその職務を行う上で必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に廃止前の掛川市スポーツ推進委員規則（平成17年掛川市教育委員会規則第33号）の規定により委嘱されているスポーツ推進委員である者は、その任期が終了するまでの間は、この規則により委嘱されているスポーツ推進委員とみなす。